

広情個審第64号  
平成31年1月7日

広島市監査委員 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 田邊 誠

保有個人情報不利用停止決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成28年12月20日付け広監第127号で諮問のあったこのことについては、別添  
のとおり答申します。

（諮問第53号関係）

# 答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 【諮問事案】

平成28年12月20日付け広監第127号の諮問事案（諮問第53号事案）

平成28年9月28日付けの保有個人情報利用停止請求に対し、広島市監査委員（以下「実施機関」という。）が同年10月13日付け広監第58号で行った保有個人情報不利用停止決定に対する同月18日付け審査請求

## 1 審査会の結論

実施機関が、上記の保有個人情報利用停止請求に対し、これを利用停止しないこととした決定は妥当である。

## 2 審査請求の内容

審査請求人（以下「申立人」という。）の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。）に基づき申立人が行った音声データの利用停止請求に対し、実施機関が行った不利用停止決定について、音声データを外部に提供しているならば、利用停止を行え、提供していないならば音声データの利用保管状況を明確にせよというものである。

### (2) 審査請求の理由

申立人に対し監査事務局職員は外部に提供したか否かについて回答する義務がないと回答している。不利用停止決定はこれと矛盾する。適法に利用しているならばそれを明確にせよ。

## 3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書での主張を要約すると、次のとおりである。

音声データは、適法に収集・保有しているものであり、違法に利用、提供している事実はないため、

利用停止しない。

#### 4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

条例第28条第1項は、「何人も、開示を受けた自己に関する保有個人情報（…）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。」と規定しており、同条同項第1号で「当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に収集されたものでないとき、第5条第2項の規定に違反して保有されているとき又は第8条第1項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去」と規定し、同項第2号で「第8条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止」と規定している。

申立人は、「音声データを外部に提供しているならば、利用停止を行え、提供していないならば音声データの利用保管状況を明確にせよ。」と主張するが、実施機関によれば、「音声データは、適法に収集・保有しているものであり、違法に利用、提供している事実はない。」旨を主張し、その説明に不合理な点があるとは認められないことから、実施機関が利用停止しないこととした決定は妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおりに判断する。

## 別紙1

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
28. 12. 20	広監第127号の諮問を受理（諮問第53号で受理）
30. 10. 4 (第1回審査会)	第2部会で審議
30. 11. 1 (第2回審査会)	第2部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿  
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁護士
佐 藤 以 誠	株式会社広島ホームテレビ経営戦略局長
田 邊 誠 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
土 井 敬 子	公益社団法人広島消費者協会理事
山 田 健 吾	広島修道大学法学部教授